

# 人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所  
所長 金丸 憲史  
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号  
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527  
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

## CONTENTS

page

- |   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 1 | 厚生労働省が基準を決定<br>ブラック企業、指導段階で企業名公表   | 5 | 備えよう！マイナンバー<br>会社は何をしなければならない？                                   |
| 2 | <b>特集 7つのメニューで実践！<br/>パワハラ対策導入マニュアル</b>  | 6 | すっきりわかる。雇用保険<br>育児休業給付の申請、<br>期限に遅れたらもう支給されない？                   |
| 4 | <b>TOPICS</b><br>●ストレスチェック実施マニュアル、<br>個人情報の取り扱いは？<br>●パート・アルバイト時給調査<br>三大都市圏で22カ月連続の前年同月比プラス | 7 | 助成金を活用しましょう<br>キャリアアップ助成金が拡充されました                                |
| 8 |  | 8 | 正しく知ろう労働時間<br>フレックスタイム制でよくある誤解<br>労務ひとこと<br>マタハラのは正指導強化、企業名公表を徹底 |

## 厚生労働省が基準を決定 ブラック企業、指導段階で企業名公表

若者を大量に採用して長時間労働やパワハラをおこなった末に使い捨てる「ブラック企業」が社会問題となっています。厚生労働省は5月18日、社会的な影響力の大きい大企業が違法な長時間労働を繰り返しおこなっている場合には、企業名の公表をおこなうことと決めました。

### 大企業が対象だが…

これまで、労働基準法等の違反があった場合は、まずは正指導をおこない、従わない場合に書類送検、企業名公表という流れになっていました。

5月18日以降は、書類送検を待たず、是正指導の段階であっても右のような基準を満たせば企業名公表をおこなうとしています。

今回の企業名公表は大企業だけが対

象となっていますが、中小企業に対する監督指導も厳しくおこなわれているため、中小には関係ないと安心していくはいけません。

国は過重労働撲滅に対して本腰を入れて取り組んでいます。長時間労働のある企業は早急に見直しが必要でしょう。また、36協定で定めた時間を超えて労働させていないかな

ど、その長時間労働が「違法」になっていないか点検が必要でしょう。

### 1. 「社会的に影響力の大きい企業」において

複数の都道府県に事業場があり「中小企業者<sup>\*</sup>」に該当しない企業。  
※サービス業：従業員数100人以下または資本金5,000万円以下、小売業：50人以下または5,000万円以下、卸売業：100人以下または1億円以下、製造業・その他の業種：300人以下または3億円以下

### 2. 「違法な長時間労働」が

①労働時間、休日、割増賃金に係る労働基準法違反が認められ、かつ、②1ヵ月あたりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること。

### 3. 「相当数の労働者」に認められ、

1ヵ所の事業場において、10人以上の労働者またはその事業場の4分の1以上の労働者において、「違法な長時間労働」が認められること。

### 4. このような実態が

「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」

概ね1年程度の期間に3ヵ所以上の事業場で「違法な長時間労働」が認められること。

